

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月4日	
山口県知事 殿	
提出者	
住 所 広島県広島市中区宝町1-20	
氏 名 戸田建設（株）広島支店	
支店長 豊浜 孝信	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 082-545-7500	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	戸田建設（株）広島支店
事業場の所在地	広島県広島市中区宝町1-20
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 260.5億
③従業員数	200名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・分別を徹底し混合廃棄物を削減 ・余剰材の引取りを徹底 ・梱包材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・メーカーリサイクルの活用 ・資材の再使用 ・資材の過剰持込みの削減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラスチック、金属くず、木くず、紙くず、がれき類、廃石膏ボードを 分別ボックスにて分別し保管
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃石膏ボード、ダンボールを屋根付きの保管場所に分別

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者への処理委託を行い最終処分量の削減をはかる		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・有価物リサイクル、メーカーリサイクルなどの再生委託先を持つ処理業者の新規開拓 ・分別管理を徹底し、混合廃棄物の削減及び再生利用の増加		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

＜再生処理業者へ委託＞

- ・ がれき類→再生砕石として再資源化
- ・ 建設汚泥→再生土で再利用
- ・ 木くず→木材チップとして再資源化
- ・ 木くず→焼却して合成ガスで再利用
- ・ 金属くず→鉄、非鉄に分別し再利用
- ・ 廃プラスチック類→破砕して燃料材で再利用
- ・ 廃プラスチック類→焼却して発電燃料で再利用

別添2 管理体制図

統括責任者		広島支店	支店長
部 門 別		建築部門	建築工事部長
統括責任者		土木部門	土木工事部長
廃棄物担当		管理部建築管理グループ 担当人数1名、管理部土木管理グループ 担当人数1名	
役 割	支店環境委員会	○環境マネジメントシステムの計画に関する事項 ○環境マネジメントシステムの実施及び運用に関する事項 ○環境マネジメントシステムの運用結果に関する事項 ・ 委員長 環境管理責任者(建築) ・ 委員 環境管理責任者(土木) 環境管理課長・関連部署長(建築) 環境管理課長・関連部署長(土木)	
	部 門 別 統括責任者	○廃棄物管理要領等の制定・改訂の承認 ○廃棄物処理に関する各種事項の承認 ○建設副産物利用計画書及び処理計画書の承認	
	廃棄物管理 担当責任者 廃棄物担当者	○監督官庁への各種報告 ○建設副産物利用計画書、処理計画書及び委託契約書審査 ○廃棄物処理状況の把握と改善策の検討 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○社員、協力会社への教育・啓発 ○ゼロエミ推進の取組、指導	
	作業所長	○建設副産物利用計画書、処理計画書作成 ○収集・運搬業者、処理業者、再生処理業者の選定及び管理 ○委託契約書案作成 ○廃棄物マニフェストの交付・管理 ○廃棄物処理状況の把握と改善策の検討 ○協力会社、作業員への教育・啓蒙	

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	戸田建設(株)広島支店	所在地(市町名)	広島県広島市中区	事業の種類	D06:総合工事業
-------------	-------------	----------	----------	-------	-----------

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業	燃え殻																				
	汚泥	214.40	160.80	—	—	—	—	—	—	—	—	214.40	160.80	214.40	160.80	214.40	160.80	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ	0.61	0.46	—	—	—	—	—	—	—	—	0.61	0.46	0.61	0.46	0.61	0.46	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃プラスチック類	141.91	106.44	—	—	—	—	—	—	—	—	141.91	106.44	39.67	29.75	141.46	106.10	0.00	0.00	0.00	0.00
	紙くず	15.63	11.72	—	—	—	—	—	—	—	—	15.63	11.72	1.00	0.75	15.63	11.72	0.00	0.00	0.00	0.00
	木くず	188.79	141.60	—	—	—	—	—	—	—	—	188.79	141.60	38.97	29.23	132.25	99.19	0.00	0.00	0.00	0.00
	繊維くず	0.24	0.18	—	—	—	—	—	—	—	—	0.24	0.18	0.24	0.18	0.24	0.18	0.00	0.00	0.00	0.00
	動植物性残さ																				
廃棄物	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	30.58	22.94	—	—	—	—	—	—	—	—	30.58	22.94	1.00	0.75	4.66	3.50	0.00	0.00	0.00	0.00
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	291.15	218.36	—	—	—	—	—	—	—	—	291.15	218.36	19.55	14.66	23.96	17.97	0.00	0.00	0.00	0.00
	紙くず																				
	繊維くず																				
	がれき類	4,046.48	3,034.86	—	—	—	—	—	—	—	—	4,046.48	3,034.86	4.28	3.21	3,667.56	2,750.67	0.00	0.00	0.00	0.00
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
その他	13号廃棄物																				
	建設混合廃棄物	8.38	6.29	—	—	—	—	—	—	—	—	8.38	6.29	0.00	0.00	8.38	6.29	0.00	0.00	0.00	0.00
	石綿含有産業廃棄物	20.63	15.47	—	—	—	—	—	—	—	—	20.63	15.47	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	水銀使用製品	0.73	0.55	—	—	—	—	—	—	—	—	0.73	0.55	0.65	0.49	0.73	0.55	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他産業廃棄物																				
	計 (A)	4,959.53	3,719.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,959.53	3,719.67	320.37	240.28	4,209.88	3,157.43	0.00	0.00	0.00	0.00